

令和 8 年 第 1 9 回 定 例 公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時 令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午前 1 1 時 1 0 分～午後 1 時 5 5 分

開 催 場 所 警察本部

第 1 定 例 会 議

1 開催時間 午後 1 時 3 0 分～午後 1 時 5 2 分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 笠田委員 杉原委員

警察本部 梅田警察本部長 渡邊警務部長 渡邊首席監察官
 山柝生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長
 永島警備部長 山田警察学校長 永井情報通信部長
 生田警務部参事官

（事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

4 報告事項

○鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業
選択に資する情報の公表（警務部）

○7月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

（1）鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業
選択に資する情報の公表（警務部）

警察本部

令和 7 年 3 月に策定した鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画に係
る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報を公表するものであ

る。この公表については、女性活躍推進法等の法令で義務付けられており、例年行っているものである。

この度の公表項目について、一部を説明させていただく。まず、鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報の公表についてであるが、全警察官に占める女性警察官の割合は、令和8年4月1日時点で13.1パーセントとなっている。昨年3月に改訂した計画では、令和12年4月1日までに14パーセントとする目標を掲げており、今後も計画的な採用に努めていく。次に、年次有給休暇等の取得日数についてであるが、令和7年は18.2日となっており、令和6年と比較すると、1.1日減少した。令和7年4月以降、休暇制度が拡充、新設され、特別休暇の取得が増えたことにより、年次有給休暇の取得が若干減少しているものであり、これらを踏まえると、昨年と同程度の休暇取得となっている。

次に、鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表についてであるが、男女別の育児休業の取得日数について、男性職員の育児休業期間について1週間以上2週間未満が1.6パーセント、2週間以上1月以下が93.8パーセントとなっており、育児休業の取得が定着し、取得の長期化も図られるようになった。女性職員については、9か月超12月以下、12月超24月以下が大半となっている。1.6パーセントで1週間以上2週間未満の男性職員がいるが、こちらについては今年度に入ってすぐ2度目の育児休業を取得しており、合わせて28日間を取得している。昨年度から、育児休業を取得した職員に代わって業務を実施した職員に対して、勤勉手当の成績率を加算することとしており、引き続き育児休業の取得を希望する男性職員及びその家族の意思を尊重した上で、育児休業を取得しやすい環境作りに努めていく。

委員

全体としては目標数値に達していない部分もあるが、組織として非常に努力された内容であると感じた。特に鳥取県警察では、全国でも男性の育児休業の取得率が先進的に高く、定着化してきていることがうかがえる内容であり、更には育児休業を取得する職員の代わりに業務を行う職員へのフォロー体制が整い、良い状態だと思う。時間外勤務について、警察業務は効率を求めにくく、事案が発生すれば対応しなくてはならないことから、難しい部分もあると思うが、十分な配慮を行いながら勤務管理を行ってほしい。最後に、男女間の賃金格差についてであるが、数字だけを見ると誤解を受けやすい内容であるところ、説明書きがしっかり記載されており、分かりやすいと思う。いずれの内容も、組織全体で頑張っていることがよく分かる数字であり、大変すばらしいと感じた。引き続きよろしくお願いします。

委員

全体的に良好な数値だと思う。この様な数値は、採用試験の受験者から見れば魅力的だと思うので、積極的に公表していただけたらと思う。

委員

非常に努力されており、良い数字が出ていると思う。数字だけにとらわれず、採用に関する取組というところで、更に良くしていこうという気概を感じ、好印象である。この様に取り組んでいただくことは、長く安心して働ける職場作りにつながり、組織全体の士気高揚、県民サービスの向上につながることだと感じる。今後も継続して対応をお願いする。

(2) 7月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

警察本部

まず、入校関係についてであるが、採用時教養では、初任科第103期・第104期、初任補修科第50期が入校している。専科については被害者支援専科が予定されている。

7月中の行事・訓練関係等について、初任科は鳥取県手話言語条例に基づき、手話を学ぶ大切さを理解させる目的で、公益社団法人鳥取県聴覚障がい者協会による手話講習を4回実施する。次に、試験関係であるが、初任科第103期は卒業試験、初任科第104期は中間試験を実施し、初任補修科は卒業試験を実施する。また、初任補修科生は点検教練、拳銃、逮捕術、柔剣道、逮捕術及び警備実施の実技考査を実施する。講義関係は、窃盗犯捜査の準技能指導官、強行犯捜査の技能指導官から初任科・初任補修科の学生に対し、捜査技能、知識の習得を目的として教養を行っていただく。また、部内功労者講義として警察活動のやりがい認識させるとともに、経験によって培われた捜査技能等を習得させるため、鳥取警察署刑事官に講義を行っていただく予定である。次に検定関係であるが、初任補修科生は拳銃検定上級・中級、逮捕術中級検定を受検する。7月24日には初任補修科生の卒業式を挙行する予定であり、卒業後はそれぞれの所属において12月18日までの間、実戦実習を行う。

6月中の行事・訓練等の状況について、初任科生は、中間試験の実施、陸上特殊無線技士免許の取得を行った。しゃんしゃん祭一斉傘踊りに向けた練習については、学生が共通の課題に取り組むことで融和団結と士気高揚を図り、地元の伝統を学んで地域住民と共通の価値観を獲得し、鳥取県への愛着を持つとともに、市民に密着した親しみやすい警察官となるべく、本年も昨年に引き続き8月14日に開催されるしゃんしゃん祭一斉傘踊りに鳥取県警察学校連として参加する。これに伴い、6月15日から練習を開始している。昨年傘踊りに参加した初任補修科第50期生が初任科生に対する指導を積極的に行っており、練習の場が期をまたぐ学生の交流の場となっている。

初任補修科生については、サイバー事案対処に関する知識及び技能の向上を目的として、サイバー事案対処能力検定を受検し、全員が初級に合格した。また、6月29日、30日に基礎的捜査書類作成能力検定を受検予定である。検定内容

は、地域警察官が通常業務で取り扱う窃盗、傷害、器物損壊等の被害届や、現行犯人逮捕手続書、実況見分調書等の基礎的捜査書類能力の向上を目的とした内容となっている。

委員

初任科生が入校してから3か月が経とうとしている。鳥取県では全国で初めて手話言語条例を制定しており、初任科生に対する手話講習を毎年実施していただいている。手話で会話ができる、手話の能力が高い鳥取県警察になってもらいたい。昨年からしゃんしゃん祭一斉傘踊りに参加されており、応援に行かせていただいたが、警察官らしい気迫のこもった掛け声で、非常にすばらしかった。良い意味で市民の皆さんに好印象を与えたと思う。こうした行事により、学生間の連帯感が生まれ、先輩が後輩の指導に当たるなど良い流れとなっており、警察学校の一つの伝統になればと願っている。引き続き、厳しくも愛情を持って御指導いただきたい。

委員

しゃんしゃん祭一斉傘踊りに関する報告をいただき、先輩と後輩のつながりの一助を担っていると感じた。あっという間に中間試験、卒業試験となり、卒業式を迎えられると思うが、一致団結し、より一層頑張っていたきたい。

委員

非常に多くの行事や訓練に取り組んでおられることを聞かせていただいた。暑い時期になることから、規律と鍛錬を重んじつつも、安全面や健康管理に十分配慮していただき、訓練等に取り組んでいただけたらと思う。知識や技能のみならず、使命感や倫理観、県民に寄り添う優しさのある人材育成を心掛けていただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

3 事前説明

鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表

4 報告事項

5 決裁

- ・鳥取県公安委員会審査請求手続規程の改正
- ・公安委員会宛て苦情の受理について
- ・行政処分訓令の一部改正等について

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。